

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（持参方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石駅前正面シェルターイルミネーション設置等業務委託ほか委託  
(本案件は、以下の委託を合併して入札に付するものである。)
- ①明石駅前正面シェルターイルミネーション設置等業務委託
  - ②明石駅前広場内花壇及びバスロータリーイルミネーション設置等業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石駅前広場（明石市大明石町1丁目4番ほか）
- (3) 業 務 概 要 以下の業務一式
- ①イルミネーション機材の調達、設営及び撤去業務
  - ②イルミネーション機材の保守点検及び維持管理業務
  - ③イルミネーション点灯式対応業務
  - ④イメージパース等資料作成、打合せ業務
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ、業種区分がイベント・企画で登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
- ①明石市内の本店で登録している者（市内業者）
  - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
  - ③兵庫県内の本店で登録をしている者（兵庫県内本店業者）
  - ④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（兵庫県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は問いません。）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限り

ではない。

- (7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (9) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (10) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで入札に参加できること。

### 3 設計図書のダウンロード

#### (1) 期間

令和8年9月14日（月）からダウンロード可能

#### (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、広報プロモーション室観光プロモーション課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5263）のうえ、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

### 4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより広報プロモーション室観光プロモーション課へ設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）午後1時まで

（FAX 078-918-5136 明石市広報プロモーション室観光プロモーション課 業務委託契約担当者 宛）

#### (2) 質問に対する回答

令和8年9月25日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

### 5 同等品で見積もる場合の注意事項

- (1) 同等品の細かな使用が分かる資料（図面等）・カタログ等を広報プロモーション室観光プロモーション課へ持参またはファクシミリにより提出すること。提出期限は、令和8年9月18日（金）午後1時までとする。なお、ファクシミリで送信した後、広報プロモーション室観光プロモーション課まで必ず着信確認（078-918-5263）を行うこと。

（FAX 078-918-5136 明石市広報プロモーション室観光プロモーション課 業務委託契約担当者 宛）

- (2) 同等品の資料（図面等）・カタログ等の提出については、入札参加者自身で行うこと。

- (3) 同等品の承認を得ていない入札者及び物品での見積りは無効となります。

#### (4) 質問に対する回答

令和8年9月25日（金）に観光プロモーション課より電話にて連絡します。

### 6 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式・郵送用）又は宛名シール（指定様式・持参用）を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 業務費内訳書

エ 配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類（写）

- (2) 封筒の提出については、必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法（郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すもの）にて郵送するか、又は明石市役所分庁舎5階広報プロモーション室観光プロモーション課へ持参してください。

ア 令和8年9月25日（金）午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送又は持参してください。

イ 広報プロモーション室観光プロモーション課への郵便物の必着期限又は持参期限は、令和8年9月30日（水）午後5時です。この必着期限又は持参期限を過ぎて到着又は持参したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 封筒の提出を郵送にて行った場合は、郵便物提出日中に、ファクシミリにより広報プロモーション室観光プロモーション課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5136 明石市広報プロモーション室観光プロモーション課 業務委託契約担当者 宛）

エ 申請書類等の提出方法については、下記(ア)及び(イ)または(ウ)を満たすもののみを有効として取り扱い、それ以外の場合は、参加申請を無効とします。

(ア)郵便局が配達していること

(イ)明石市が受領した事実の証明が可能な方法によること

(ウ)持参によること（ただし、広報プロモーション室観光プロモーション課へ提出し制限付一般競争入札参加確認書兼受領書に受付印が押印された写しの交付を受けているものに限る）

※参加申請が無効となる具体例

(a)郵便局が配達していない場合…郵便局が配達していない宅配便等

(b)明石市が受領した事実の証明が可能な方法ではない場合（郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すものではない場合）…郵便局が配達しているものであっても、普通郵便、特定記録、レターパックライト、スマートレター等

## 7 開札日時及び場所

### (1) 日時

令和8年10月1日（木）午前11時00分（予定） ※状況により前後します。

### (2) 場所

明石市役所 分庁舎5階 会議室

## 8 入札保証金

免除

## 9 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除する場合がある。

## 10 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。  
なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

#### 11 支払条件

①明石駅前正面シェルターイルミネーション設置等業務委託

前金払 無 部分払 無 全額完了払

②明石駅前広場内花壇及びバスロータリーイルミネーション設置等業務委託

前金払 無 部分払 無 全額完了払

#### 12 予定価格（税抜）

4,294,000円

※ 予定価格を超える金額で入札を行った場合は無効となります。

※ 予定価格は、①明石駅前正面シェルターイルミネーション設置等業務委託、②明石駅前広場内花壇及びバスロータリーイルミネーション設置等業務委託の合計額です。

※ 合併入札（複数の案件を合併して1件の入札として取り扱う場合をいう。）においては、契約は案件ごとにを行います。この場合においては、公告文で特に定めのある場合を除き、発注者が落札金額を各案件の設計金額（市設計）の割合で按分してそれぞれの案件の契約金額を決定します。

#### 13 変動型最低制限価格の設定

有（財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均の85%未満の入札者は失格とする。）

#### 14 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

#### 15 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

#### 16 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

#### 17 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

#### 18 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和8年10月2日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

#### 19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。  
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。